

# 鹿児島県工賃向上計画

(平成27年度～29年度)

平成27年10月

鹿児島県

# 鹿児島県工賃向上計画

平成27年度～29年度

## 【目次】

<b>1 計画策定の趣旨</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 趣旨	
(2) 計画の対象期間	
(3) 計画の対象事業所	
<b>2 現状</b> . . . . .	<b>2</b>
(1) 事業所の設置状況の推移	
(2) 工賃の推移	
(3) 平均工賃月額分布	
<b>3 実績と課題</b> . . . . .	<b>4</b>
(1) 前回の工賃向上計画における実績	
(2) 工賃向上に係る今後の課題	
<b>4 工賃向上計画（平成27年度～29年度）の目標工賃</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) 目標工賃	
(2) 目標工賃の考え方	
<b>5 工賃向上に向けた方策</b> . . . . .	<b>6</b>
(1) 県の方策	
(2) 事業所の方策	

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 趣旨

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です。

これまで本県においては、「鹿児島県工賃倍増計画」（平成19年度～平成23年度）及び「鹿児島県工賃向上計画」（平成24年度～平成26年度）を策定し、就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃の向上に取り組んできたところです。

工賃向上に当たっては、継続的な取組が重要であるため、国においては、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（以下「指針」という。）を一部改正（平成27年3月24日付け障発第3号）し、平成27年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとしており、本県においても、この指針に基づき、「鹿児島県工賃向上計画（平成27年度～29年度）」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進します。

## (2) 計画の対象期間

平成27年度から平成29年度まで（3か年間）

## (3) 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

### ※ 対象事業所の考え方

指針においては、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターも計画の対象にできることとなっていますが、「就労継続支援A型事業所」は、雇用契約に基づく最低賃金が適用され、また、「生活介護事業所」及び「地域活動支援センター」は、就労の機会提供を主たる目的とするものではないため、本計画の対象とはしません。

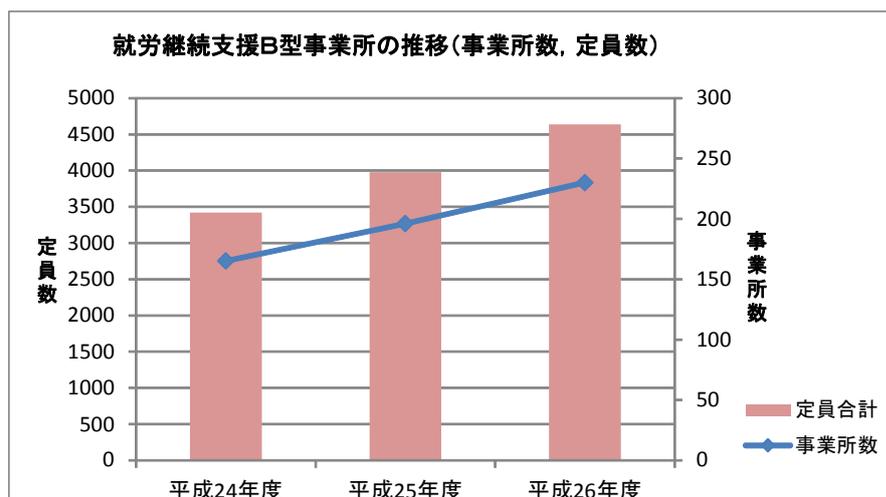
## 2 現状

### (1) 事業所の設置状況の推移

県内の就労継続支援B型事業所については、事業所数、定員ともに増加しており、障害のある人の就労の機会や場所の確保が進んでいます。

(単位：箇所、人)

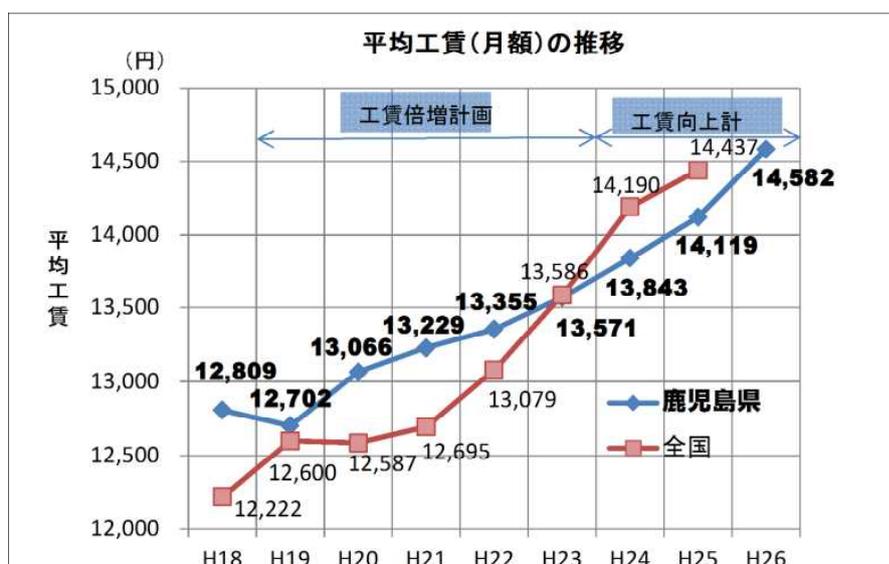
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援B型事業所の数	165	196	230
就労継続支援B型事業所の定員合計	3,422	3,977	4,639



### (2) 工賃の推移

県の平均工賃月額は、平成18年度の12,809円から平成25年度には14,119円まで向上しましたが、全国平均の14,437円を下回る結果となっています。

なお、平成26年度の鹿児島県の平均工賃月額は、14,582円でした。



※県内における工賃支払総額の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増加率 (H26/H23)
工賃支払総額(年間)	499,659	535,347	606,869	710,488	142%

(3) 平均工賃月額の分布

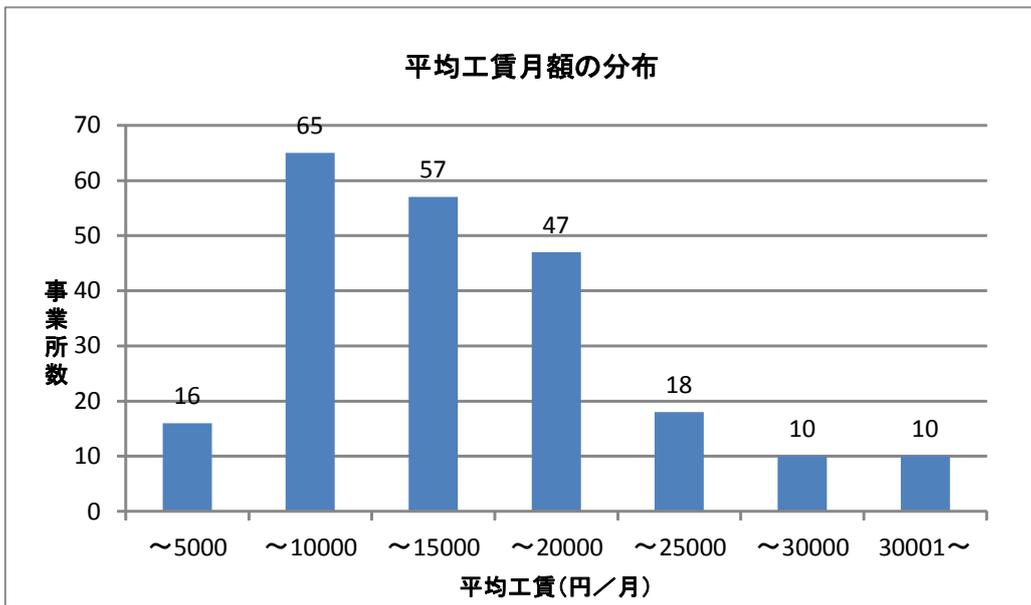
平均工賃月額の分布状況は、5,000円～10,000円未満が65箇所(29.1%)と最も多く、次いで10,000円～15,000円未満が57箇所(25.5%)であり、県全体の平均工賃(14,582円)に満たない事業所が全体の約6割となっております。

なお、事業所単位の工賃月額の最高額は49,875円、最低額は2,217円となっており、事業所間で格差が生じています。

就労継続支援B型事業所の平均工賃の分布

平均工賃月額	事業所数	構成比
5,000円未満	16	7.2%
5,000円以上～10,000円未満	65	29.1%
10,000円以上～15,000円未満	57	25.5%
15,000円以上～20,000円未満	47	21.1%
20,000円以上～25,000円未満	18	8.1%
25,000円以上～30,000円未満	10	4.5%
30,000円以上	10	4.5%

← 県全体の平均工賃：14,582円



### 3 実績と課題

#### (1) 前回の工賃向上計画における実績

平成24年度から26年度の取組の結果、工賃実績は毎年度増加しています。

しかし、目標工賃と比較すると、月額は平成25年度及び26年度において、時間額は計画期間を通じて目標額を下回る結果となりました。

#### [目標工賃と実績との比較]

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
月 額	目標工賃	13,650円	14,813円	16,046円
	実 績	13,843円	14,119円	14,582円
	差 額	193円	△694円	△1,464円
時 間 額	目標工賃	197円	213円	231円
	実 績	173円	174円	180円
	差 額	△24円	△39円	△51円

#### (2) 工賃向上に係る今後の課題

各事業所における工賃向上に向けた取組等から、工賃向上に係る今後の課題として、次のことが挙げられます。

- ・ 障害者の特性に合わせた作業分野の開拓
- ・ 職員の資質向上及び利用者の作業技術の向上
- ・ 顧客ニーズの分析、求められる商品の開発及び作業内容の拡大
- ・ 安定的な受注の確保のための営業活動

## 4 工賃向上計画（平成27年度～29年度）の目標工賃

### (1) 目標工賃

平成27年度から平成29年度までの各年度の目標工賃については、平成26年度の県全体の平均工賃を基準に、平成24年度から平成26年度までの県内の平均工賃の伸び率や、各事業所が設定した目標額の平均値を考慮し、次のとおり設定します。

年度	月額目標	時間額目標
平成27年度	14,987円	184円
平成28年度	15,730円	188円
平成29年度	16,515円	192円
平成26年度 工賃基準額	月額（実績） 14,582円	時間額（実績） 180円

### (2) 目標工賃の考え方

#### ① 月額の算定方法

平均工賃（月額）に伸び率を加味した金額と、各事業所が設定した目標額の平均値を比較すると、計画最終年度の事業所の設定した目標額が伸び率を加味した金額を上回っていることから、各事業所が設定した目標額の平均値を目標額としました。

事業所の平均目標額	平成27年度	: 14,987円	・・・A <sup>1</sup>
	平成28年度	: 15,730円	・・・A <sup>2</sup>
	平成29年度	: 16,515円	・・・A <sup>3</sup>

#### (検証)

工賃基準額：月額14,582円（平成26年度の県内平均工賃月額）  
 伸び率：2.42%（平成24年度から平成26年度までの平均伸び率）

平成27年度

$$A^1 \quad 14,987円 > 14,582円 \times 102.42\% = 14,935円$$

平成28年度

$$A^2 \quad 15,730円 > 14,935円 \times 102.42\% = 15,296円$$

平成29年度

$$A^3 \quad 16,515円 > 15,296円 \times 102.42\% = 15,666円$$

#### ② 時間額の算定方法

工賃基準額に伸び率を加味した金額を目標額としました。

平成24年度から平成26年度までの平均伸び率 ・・・ 2.02%

各年度の目標工賃額

平成27年度	180円 × 102.02% =	184円
平成28年度	184円 × 102.02% =	188円
平成29年度	188円 × 102.02% =	192円

## 5 工賃向上に向けた方策

これまでの工賃向上に向けた取組の中での課題等も踏まえ、今後、工賃水準の向上に向けて、次のようなことに取り組みます。

### (1) 県の取組

#### ① 共同受注等の取組の促進

平成26年6月に設立された一般社団法人かごしま障がい者共同受注センターについて周知を図り、共同受注の取組を促進します。

#### ② 障害者施設等からの優先調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、優先調達の推進に全庁的に取り組みます。その他、事業所の製品や受託可能な業務の情報等について、県のホームページ等において幅広く紹介していきます。

#### ③ 市町村における取組の協力要請

障害者優先調達推進法に基づき各市町村においても調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達に積極的に取り組むとともに、工賃向上に向けた取組が円滑に進むよう、地元関係団体と連携しながら、地域での更なる支援に努めるよう協力を要請します。

(取組例)

- ・市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供

### (2) 事業所の取組

#### ① 工賃向上計画の作成及び検証

各事業所ごとに作成する工賃向上計画に基づき、利用者の工賃の向上に主体的に取り組むとともに、取組内容や達成状況について毎年度検証し、結果に応じて所要の見直しを行うこととします。

なお、計画の作成に当たっては、事業所の全職員、利用者及び家族に対して計画作成の目的と意義、運営方針を示し、共有していくこととします。

#### ② 企業的経営手法の導入

経営コンサルタントや企業OB等を積極的に受け入れるなど、民間企業の有する経営ノウハウを活用し、職員の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善などに努めます。

#### ③ 関係機関等との連携

県や市町村のほか、企業や団体と幅広く連携するとともに、地域住民や地元企業・商店街等との交流を行い、利用者の社会参加を図りつつ、受注機会の拡大に努めます。